

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の 制定に伴うパブリックコメントの実施について

1 基準の制定について

子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法により、市町村は、放課後児童健全育成事業（学童保育事業）の設備及び運営について、国が定める基準を踏まえ、条例で基準を定めなければならないこととされた。

市が条例で当該基準を定めるにあたり、市民からの意見を募集し、基準に反映するもの。

○具体の基準設定

独自基準として、暴力団排除に関する規定を追加し、その他については、国の基準どおりとする。

2 パブリックコメントの実施について

- (1) 募集期間 平成26年10月27日（月）～平成26年11月17日（月）
- (2) 周知方法 ホームページ掲載のほか、11月1日号広報により意見募集を周知し、公民館等19会場で資料を公表する。
- (3) 募集方法 住所・氏名・電話番号を明記のうえ、郵送・持参・メール・ファックスのいずれかの方法により提出。
- (4) 意見への回答
 - ①提出意見は基準策定の参考資料とするほか、市の考え方等をホームページにて公表する。
 - ②個別の回答は行わない。

3 今後のスケジュール

平成26年11月 平成26年度第5回子ども・子育て会議開催

寄せられた意見の反映により、基準（案）の最終調整

平成26年12月 12月議会に条例（案）上程